

傍聴要領

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場
生活環境影響調査評価委員会

1 傍聴する場合の手続

傍聴の受付は、先着順で行います。したがって、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、委員長の指示に従ってください。
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 会場において、議事の進行に支障の無い範囲で写真撮影，録画，録音等を認めます。
ただし、委員長が議事の進行に支障があると判断した場合は、中止をお願いしますので、指示に従ってください。
- (4) その他会議の支障となる行為をしないでください。

3 会議の秩序の維持

傍聴者が2の規定に違反したときは、委員長が注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

4 傍聴定員

10人とします。ただし、傍聴の希望者が多い場合には、会場の状況を考慮して、委員長の判断により、適宜増員します。